

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 8 月まで

夫は、昭和 43 年 8 月に会社を退職後、子供が生まれたこともあり、将来のことを考えて役場で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、毎月、役場で夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付していた。申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、その夫についても、申立期間以降、1 か月の未加入期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付しており、申立人及びその夫は、年金制度をよく理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、「昭和 43 年 8 月に会社を退職後、子供が生まれたこともあり、将来のことを考えて役場で国民年金の加入手続を行った。」と主張しており、その時期は、申立人及びその夫の子供が生まれた時期（長男の出生月は、43 年\*月）と一致している上、事実に基づいた具体的な記憶として信憑<sup>びよう</sup>性が認められ、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫は、「役場で夫婦二人分の国民年金保険料を現金で納付していた。」と説明しており、申立期間当時、役場が保険料の現金納付を窓口で行っていた事実も確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで

昭和16年12月10日にA県B市のC社D製作所に入社して見習工をした後、経理事務を担当し、18年の秋ごろにはE県の同社F製作所へ転勤し、下請け担当の仕事をしていた。その後、19年12月7日のG地震などもあったが、終戦後の20年8月末まで同工場に勤務した。

昭和19年10月からは、私のような事務職も厚生年金保険に加入したと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時におけるC社F製作所での仕事内容及び勤務時における出来事等について具体的に述べている上、それらの内容は当時の複数の文献とも一致していることから、申立期間において当該事業所に勤務していたものと推認できる。

また、現在保管されている当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、その年金番号や記載状況から、戦後に復元されたものであることが確認できることから、申立人と一緒にC社D製作所から同社F製作所へ転勤した元同僚の厚生年金保険被保険者資格記録は、当該被保険者名簿にその氏名は無いが、オンライン記録においては継続して被保険者期間とされていることが確認できることから、申立期間当時、事務職であった申立人についても、厚生年金保険法の施行に伴い、昭和19年10月1日からは当該事業所において厚生年金保険の被保

険者資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に、戦火による焼失等、何らかの事情により滅失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、厚生年金保険の保険料控除が開始された昭和19年10月1日に、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、C社F製作所の被保険者名簿中に記載されている事業廃止年月日が同年8月31日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

平成17年6月30日にA社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額に係る記録が無い。

賃金台帳により賞与から保険料が控除されていることが確認できるので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された2005年6月度賃金台帳（賞与）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、当該賃金台帳の賞与支給額及び保険料控除額から、20万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の賞与額に基づく保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から同年8月10日まで  
② 昭和20年8月10日から同年10月1日まで  
③ 昭和22年7月17日から23年11月25日まで  
④ 昭和25年8月10日から29年2月23日まで  
⑤ 昭和31年2月6日から同年6月29日まで

A社、B工場、C社及びD社の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給されたことになっているが、D社を退職時に脱退手当金の説明を聞いたことも、請求した覚えも無い。

脱退手当金を受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするところ、申立期間④と⑤の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、脱退手当金を請求するに当たり、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間①、②及び⑤の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和23年7月17日となっているのに対し、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、22年7月17日となっているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄に記載されている脱退手当金の資格期間、平均標準報酬月額、支給金額についても、一部の被保険者期間が欠落しているため不自然な記録になっていることが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を昭和57年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月21日から同年4月16日まで

昭和57年4月ごろにA社からB社へ転籍することとなった。給与明細書では57年3月分の厚生年金保険料について控除されていることが確認できるので申立期間について厚生年金保険の期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は申立期間においてA社及びB社に継続して勤務し（昭和57年4月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は既に廃棄済みであり、保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年8月31日から47年2月15日まで

昭和46年4月1日から47年2月14日までA社に正社員として継続して勤務し厚生年金保険に加入していたはずであるが、社会保険事務所（当時）の記録では46年8月31日に被保険者資格を喪失している。申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の証言により、申立人は、昭和46年4月1日から47年2月14日まで、A社において業務内容及び勤務形態に変更がなく継続して勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当社では、全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させ、退職以外に資格を喪失させることはなかった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年11月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月26日から同年12月1日まで  
昭和57年5月28日から平成18年12月22日まで、A社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が空白となっているのは、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の従業員名簿、雇用保険被保険者記録及び事業主の証言により、申立人がB社及び関連会社のA社に継続して勤務し(昭和57年11月26日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和57年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格取得日を昭和57年11月26日とすべきところを同年12月1日と誤ったことを認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年11月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から51年9月まで

22歳ぐらいの時、市役所からの電話で国民年金への加入を勧められたので、父が加入手続をしてくれ、その際、「未納分を一括納付すれば、20歳から納付した人と同じ年金額がもらえる。」と言われたので、父が未納分を一括納付してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「22歳ぐらいの時に、父が国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和53年11月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料を一括納付したのは1回だけであると記憶しているところ、市の国民年金被保険者カードにより、昭和53年11月29日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度（特例納付を除く。）である51年10月から53年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料については、時効により過年度納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、その父親が行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人は、オレンジ色調の年金手帳を所持しており、それ以外の

年金手帳は持っていないとしているが、オレンジ色調の年金手帳が発行されたのは昭和 49 年 11 月以降である上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から41年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年12月から41年9月まで  
結婚後の昭和40年12月に国民年金の加入手続を行い、婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年12月に国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は41年3月以降に払い出されたことが確認できる上、申立人の国民年金手帳の発行日が41年9月19日であることから、申立人は、このころ国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和41年9月の時点において、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能であるが、申立人は、「40年12月に加入手続を行い、その場で同月分だけ納付し、翌年1月からは婦人会の集金で納付していた。」と主張しており、申立人に保険料を過年度納付した記憶は無い。

さらに、申立期間の国民年金保険料額についての記憶は、実際の金額と大きく異なっている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年9月まで  
毎年、年度の初めごろに国民年金保険料の免除申請を行っていたはずであるにもかかわらず、平成8年10月から納付免除となっており、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

基礎年金番号制度は、平成9年1月から導入されており、付番方法については、8年12月前の付番対象者確認時に国民年金又は厚生年金保険の被保険者である人については、確認時に加入している制度の年金手帳の記号番号がそのまま基礎年金番号とされることとなっているところ、申立人の基礎年金番号については、市の国民年金被保険者台帳（電算記録）により、9年2月3日に付番確認が行われていることが確認できるとともに、オンライン記録により、同年3月5日に付番されていることが確認できることから、申立人は、8年3月の厚生年金保険被保険者資格の喪失後、9年2月まで国民年金の加入手続を行っていなかったことが推認できる。

また、申立人は、「年度の初めごろに国民年金保険料の免除申請を行っていたはずである。」と主張しているところ、オンライン記録により、平成8年10月から9年3月までの保険料の納付免除の処理は、9年4月28日に行われていることが確認でき、年度の初めごろに免除申請を行ったとする申立人の記憶と一致している。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料も無く、申立人の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 43 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 43 年 12 月まで

父が、「子供たちが結婚して独立するまで、自分が国民年金保険料を納付してあげる。」と約束してくれ、実行してくれたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、「20 歳になった時に、父が行った。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 51 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が 20 歳になった時の国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとするその父親は既に他界している上、申立人は当該加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

さらに、申立人は、「男三人兄弟の国民年金保険料については、それぞれ 20 歳から結婚するまでの期間について、父が納付してくれた。」と主張しているが、申立人を含む男三人兄弟の 20 歳から結婚するまでの期間については、いずれも国民年金への加入は確認できない。

加えて、申立期間のうち、昭和 39 年 5 月から 41 年 11 月までの期間について、申立人は厚生年金保険の被保険者であるところ、申立人は、「39 年 5 月に国民年金をやめる手続を行わなかったので、国民年金保険料を納付し続けていた。」としている一方、「41 年 12 月の退職後に、国民年金の加入手続を行った。」としているなど、その主張には不自然な点がある上、申立人が

申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月及び同年2月

平成11年1月の会社退職後すぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、平成13年4月26日に、同時点でさかのぼって納付することが可能な限度である11年3月から12年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点において、申立期間の保険料については、時効により納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「時効うんぬんと言われたことは覚えているが、申立期間のことなのかどうかは分からない。」としているが、申立人には申立期間以外に未納は無く、時効により納付できなかった可能性のある期間は、申立期間以外に存在しない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張する根拠として、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に「平成11年1月21日」と記載されていることを挙げているが、当該記録欄に記載されているのは加入記録であって納付記録ではないため、この記載は、申立期間の保険料を納付していたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 20 日から 38 年 6 月 1 日まで  
昭和 36 年 8 月 7 日から 38 年 5 月末日までA社B営業所に勤務したが、  
このうち申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。  
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚からは、具体的な在職期間について証言を得ることができなかった上、当該事業所と合併し事業を承継したC社は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄したとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態は不明である。

また、申立人が、A社を退職後、消防士として採用されたD市の保管する申立人の履歴書（人事記録）によると、「昭和 37. 10 A社を退社」の記載が確認できるところ、同市は、「当該履歴書は、当市の規定書式であり、職歴は本人から提出された履歴書に基づき、当市において転記したものと思われる。」と説明している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 543 (事案 162 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 3 月 29 日から 34 年 3 月 2 日まで

A社の厚生年金保険の記録を確認したところ、脱退手当金を受けていると言われ、納得できなかったので第三者委員会に申立てを行った。

審議結果の通知を受け取ったが、委員会の結論及び委員会の判断の理由には納得できない。

一部、追加の説明を加えて再審議を求めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社においては、事業主による代理請求が慣例的に行われ、申立人についても代理請求が行われた可能性が高いこと、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと及び申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる特段の事情は見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 2 月 4 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金の支給決定時には自宅に戻っており、現地で脱退手当金の請求手続はできないこと、申立人と同時期に退社した友人には脱退手当金の支給記録が無いこと及び退社の際に会社の総務担当者に継続して働く意思を伝えたことを理由として、脱退手当金は受給していないと主張しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 長野厚生年金 事案 544

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 5 月 25 日から 21 年 2 月 27 日まで  
昭和 16 年 5 月 6 日から 60 年 9 月まで A 社 (現在は、B 社) に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の人事記録により、申立人が C にあった同社 (本社及び工場) に昭和 16 年 5 月 6 日から勤務し、21 年 2 月 27 日に同社 D 工場に転勤したことが確認できる。

しかし、C にあった A 社は、昭和 20 年 5 月 25 日に全喪し、21 年 4 月 1 日に再度適用事業所になるまで厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、当該事業所は、「当時の関係資料 (賃金台帳、源泉徴収簿等) は現存していない。」と回答しており、当時の元同僚等からの証言も得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月から 45 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間①については、昭和 36 年 1 月ごろから A 社（現在は、B 社）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、C 社（D 社又は E 社）というレストラン喫茶で支配人として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B 社の元従業員の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 4 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B 社の総務担当者は、「申立人が勤務していた当時から平成 4 年 7 月 1 日に至るまで、当社が厚生年金保険の適用事業所となったことはない。」と証言している上、オンライン記録によると、当該事業所の代表取締役であった者及び当該総務担当者は、いずれも当該期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料は現存しないと説明している。

2 申立期間②については、元事業主の証言により、申立人が D 社に「喫茶店 F」のマネージャーとして勤務していたことは推認できるものの、勤務

期間を特定するまでの具体的な証言が得られない。

また、元事業主は、「当該事業所は個人経営であり、厚生年金保険の適用事業所になっていなかったし、給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該事業所は申立期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、当該元事業主は、申立期間②において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が元同僚と記憶している者も特定することができなかつたため、申立人の勤務実態及び勤務期間について証言を得られない。

3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月から30年2月まで  
昭和29年3月ごろから30年2月ごろまで、A（都道府県）のB商店という事業所に勤め、家具販売の営業と配送業務に住み込みで従事していたが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人がC社（現在は、D社）に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、申立人は、「大学に行くつもりでA（都道府県）に出て、アルバイトみたいな形で当該事業所に勤めた。」と供述しているものの、当該事業所の名称及び所在地等の記憶が曖昧である上、給与額、保険料控除の有無及び事業主や同僚の氏名などについては何も覚えておらず、当該事業所における申立人の雇用形態は不明である。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、健康保険の番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は見当たらない。

加えて、D社は、当時の関係資料は廃棄済みで、当時のことを知る者もないので何も分からないと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 20 日から 31 年 12 月 1 日まで  
昭和 28 年 4 月から 31 年 11 月まで A 社に住み込みで勤務していたが、人生で初めて就職した会社なのに厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

戸籍の附票による住所及び事業主の証言により、申立人が申立期間において A 社に住み込みで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間当時に適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、元同僚は、「申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料を控除された記憶は無い。」と証言している上、オンライン記録によると、当時の事業主及び申立人が記憶する同僚にも、申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったとする記録は確認できない。

さらに、当該事業所は、申立期間当時の関係資料(人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等)を既に廃棄しており、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。